

「民間すまいりんぐ供給事業等にかかる補助申請確認等業務委託（長期継続）業務仕様書」にかかる正誤表

| 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|--------------|--|--|
| P.2 10(1) | 統括責任者の配置 | 業務 責任者の配置 |
| P.2 12(2) | 統括責任者 | 業務 責任者 |
| P.7 7(2)⑤ | 受注者は、公権力の行使にあたる業務が発生した場合には、発生した日から概ね2日以内に取次連絡票により統括責任者から本市へ引継ぎ、円滑な連携を図ること。 | 受注者は、公権力の行使にあたる業務が発生した場合には、発生した日から概ね2日以内に取次連絡票により 業務 責任者から本市へ引継ぎ、円滑な連携を図ること。 |
| P.8 7(2)⑥ | 応対者からの苦情やトラブルが発生した場合は、受注者の責任において統括責任者が解決を図ること。それでも、解決が困難な場合は、本市との連携を図り、解決に向けて取組み、対象事案について報告すること。 | 応対者からの苦情やトラブルが発生した場合は、受注者の責任において 業務 責任者が解決を図ること。それでも、解決が困難な場合は、本市との連携を図り、解決に向けて取組み、対象事案について報告すること。 |
| P.12 10(1) | (1) 統括責任者の配置 受注者は業務の実施にあたり、統括責任者1名を定め、本市が提供する業務履行場所に常駐させ、作業に従事する従業員（以下「業務要員」という。）を指揮監督させるものとする。 統括責任者が休暇等で不在になる場合は、「12(2)統括責任者」にて示す資質を持つ者を代理者として選任し、従事させること。 なお、業務要員が統括責任者の代理人となる場合は、他の業務要員を補充すること(業務要員は統括責任者を兼務することができない)。 | (1) 業務 責任者の配置 受注者は業務の実施にあたり、 業務 責任者1名を定め、本市が提供する業務履行場所に常駐させ、作業に従事する従業員（以下「業務要員」という。）を指揮監督させるものとする。 業務 責任者が休暇等で不在になる場合は、「12(2) 業務 責任者」にて示す資質を持つ者を代理者として選任し、従事させること。 なお、業務要員が 業務 責任者の代理人となる場合は、他の業務要員を補充すること(業務要員は 業務 責任者を兼務することができない)。 |
| P.12 10(2)の表 | 統括責任者(3箇所) | 業務 責任者(3箇所) |
| P.13 11(2) | 受注者は、業務開始日から委託業務を直ちに開始できるように、契約締結後から業務開始日までに統括責任者及び業務要員に対し、本業務遂行に必要な市民接客マナー及び関係法令等についての適切な研修を実施するなど必要な事前準備を行うこと。 | 受注者は、業務開始日から委託業務を直ちに開始できるように、契約締結後から業務開始日までに 業務 責任者及び業務要員に対し、本業務遂行に必要な市民接客マナー及び関係法令等についての適切な研修を実施するなど必要な事前準備を行うこと。 |
| P.14 12(2) | (2) 統括責任者 統括責任者は、受注者と直接雇用関係にある者の内、その勤続期間が1年以上の者で、本市との調整窓口として本契約に関する全ての対応を行うことができ、業務要員に対する労働安全衛生法その他の関係法令の定めに従い指揮命令権を持ち、労務管理が行える者とする。 | (2) 業務 責任者 業務 責任者は、受注者と直接雇用関係にある者の内、その勤続期間が1年以上の者で、本市との調整窓口として本契約に関する全ての対応を行うことができ、業務要員に対する労働安全衛生法その他の関係法令の定めに従い指揮命令権を持ち、労務管理が行える者とする。 |
| P.15 13 | 本委託業務の運営が円滑かつ効率的なものとなるように、受注者及び統括責任者は以下の項目に留意し、業務を実施すること。 | 本委託業務の運営が円滑かつ効率的なものとなるように、受注者及び 業務 責任者は以下の項目に留意し、業務を実施すること。 |
| P.17 18(2) | 統括責任者及び業務要員が業務履行場所へ持込む私用のデジタルカメラ、携帯電話、タブレット端末、パソコン、PDA、USBメモリー等の個人情報の漏洩に影響のある電子機器については、鍵のかかる場所に保管し、執務室内では使用しないこと。 | 業務 責任者及び業務要員が業務履行場所へ持込む私用のデジタルカメラ、携帯電話、タブレット端末、パソコン、PDA、USBメモリー等の個人情報の漏洩に影響のある電子機器については、鍵のかかる場所に保管し、執務室内では使用しないこと。 |
| P.18 20 | 受注者は労働関係の法令を遵守し、統括責任者及び業務要員の健康管理・労働安全衛生に努めること。 | 受注者は労働関係の法令を遵守し、 業務 責任者及び業務要員の健康管理・労働安全衛生に努めること。 |